

横浜市在宅心身障害者手当の見直しに関する市民意見募集について

1 市民意見募集の実施方法

- (1) 意見募集用のチラシを作成し、各区役所、障害者支援施設、障害者団体等へ配布するとともに、横浜市のホームページへ掲載して周知します。
- (2) 障害者団体等へ「在宅障害者手当の見直しの方向性」について説明し、意見交換を行います。

2 配布部数

10,000部

3 配布場所

各区役所（福祉保健センター、広報相談係）、市営地下鉄駅、地域作業所、地域活動ホーム、グループホーム、障害者支援施設、障害者団体等

4 意見の提出方法

意見募集用の提出用紙を健康福祉局障害福祉課へ持参、郵送（返信用封筒を利用すれば切手は不要）、ファクシミリまたは電子メールに添付して送付

5 意見募集期間

平成20年9月30日（火）まで

6 意見募集内容

別紙（案）

横浜市在宅障害者手当の見直しに関する意見募集

案

「一律の現金給付」から 「将来にわたるあんしん」へ

横浜市の「これからの障害福祉」についてあなたのご意見をお聞かせください。

横浜市在宅障害者手当は、在宅で生活する心身障害者の生活の安定に役立つよう、障害者施策が入所施設中心に考えられていた昭和48年に、市の事業としてつくられた制度です。

その後、この35年間に、国では障害基礎年金が新設されるとともに、横浜市では、グループホームや地域作業所・地域活動ホーム、ホームヘルプ、移動支援など、様々な在宅福祉サービスが充実してきました。

このような状況の中で、在宅障害者手当の意義やあり方について、昨年9月から、障害者やその家族、学識経験者などが参加する「横浜市障害者施策推進協議会」で話し合っていました。

今年2月には、手当を受けている方を対象にアンケートを実施しましたが、その中にあった「手当継続の希望」や「将来への不安がある」などの意見を踏まえて、『いま、障害者や家族が「どのようなことに困っているのか」また、「そのために必要なことは何か」という視点』でさらなる議論を重ねました。

その結果、今後必要なことは、①親亡き後の生活、②障害者の高齢化・重度化、③医療サービスの充実、などへの対応であり、幅広く個人へ支給する手当よりも、「必要な施策へ転換すべき」である、という方向性が確認されました。

しかしながら、「きわめて重度の方へ地域で生活するための一助としての新たな手当も必要」との意見も出されています。

横浜市では、このような協議会での検討をふまえ、在宅障害者福祉の新しい方向性を考えています。（詳しくは、2ページ以降をご覧ください。→）

このような施策の見直しについて、より多くの方々のご意見を伺い、これからの施策の具体化に反映させていきたいと思っております。

横浜市の「これからの障害福祉」について、みなさまのご意見をぜひお聞かせください。

横浜市健康福祉局障害福祉課

1. 現在の在宅心身障害者手当制度と在宅サービス

【在宅心身障害者手当とは】

制度開始	昭和48年4月1日	
制度目的	手当支給により、在宅の心身障害者の生活の安定に寄与	
対象となる障害程度と支給額 ※市内に住所を有する者 (施設入所者は対象外)	最重度 (6万円/年)	身体障害者手帳1・2級かつ知能指数35以下
	重度 (3.5万円/年)	①身体障害者手帳1・2級 ②知能指数35以下 ③身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下
	中度 (2.5万円/年)	①身体障害者手帳3級 ②知能指数36~40 ③身体障害者手帳4級かつ知能指数50以下
支給回数	7月と12月に年額の1/2を支給	
対象者数	約55,000人 ※平成17年10月から65歳以上で新規に身体障害者手帳を取得した方を対象外としています。	
予算額(平成20年度)	18億7,500万円	

【昭和48年以降の障害福祉施策推移(主なもの)】

在宅障害者手当が作られた昭和48年は、在宅で生活する障害者が使える福祉サービスは、ほとんどなく、入所施設が障害福祉施策の中心でした。その後、少しずつ在宅サービスが増えてきて、現在は、市内に作業所や活動ホームなどが200か所以上、グループホームなどが300か所以上あります。

	1972 昭和48年	1977 52年	1989 平成元年	2008 現在
在宅サービス		地域作業所(S52~) 短期入所(S52~) 入浴サービス(S54~) 地域活動ホーム(S56~) グループホーム(S60~)	障害者移動支援(H3~) 就労援助センター(H3~) 住環境整備事業(H5~)	障害者ホームヘルプ(H12~) 自立生活アシスタント(H13~) あんしん入居(H16~)
年金・手当	横浜在宅障害者手当(S48~)	国の障害基礎年金(S61~)	国の特別障害者手当等(S61~)	

【現在のサービス量】

主なサービス名	平成元年(1989)	平成19年(2007)
地域作業所・地域活動ホーム	35か所	210か所
グループホーム	10か所	335か所
障害者ホームヘルプ	—	4,662人

※手当の対象である身体障害・知的障害のサービス量

2. 見直しの経過

【横浜市障害者施策推進協議会での議論】

- 一律の現金給付制度のあり方について、平成19年9月から、障害者・家族、福祉事業者や学識経験者が委員である「横浜市障害者施策推進協議会」にて検討を開始。
- 専門部会である「障害者施策検討部会」も含め、今までに5回の検討を行いました。

【受給者アンケートの実施】

平成20年2月に現在の手当を受給している人の約1割の方を対象に受給者アンケートを行いました。

- ・ アンケート送付数 5,329通（受給者の約1割）
- ・ 回答数 3,265通（回収率61.4%）

<結果の概要>

- ① 在宅障害者手当の主な使い道（2項目選択可能 N=4,709）
生活費（70.7%）、医療費（24.6%）、小遣い・雑費（15.2%）

- ② 自由記述（1,661通の自由記述のうち）

ア 在宅障害者手当について（372件）

感謝している（152件）、継続してほしい（92件）、増額してほしい（89件）
手当より制度の充実（6件）、手当不要（6件）、条件付き不要（10件）
手当を見直す（4件）

イ 心配に思うこと（101件）

将来に不安（77件）、介護者の亡き後が心配（19件）

3. 新しい方向性とは

「一律の現金給付」から「将来にわたるあんしん」へ

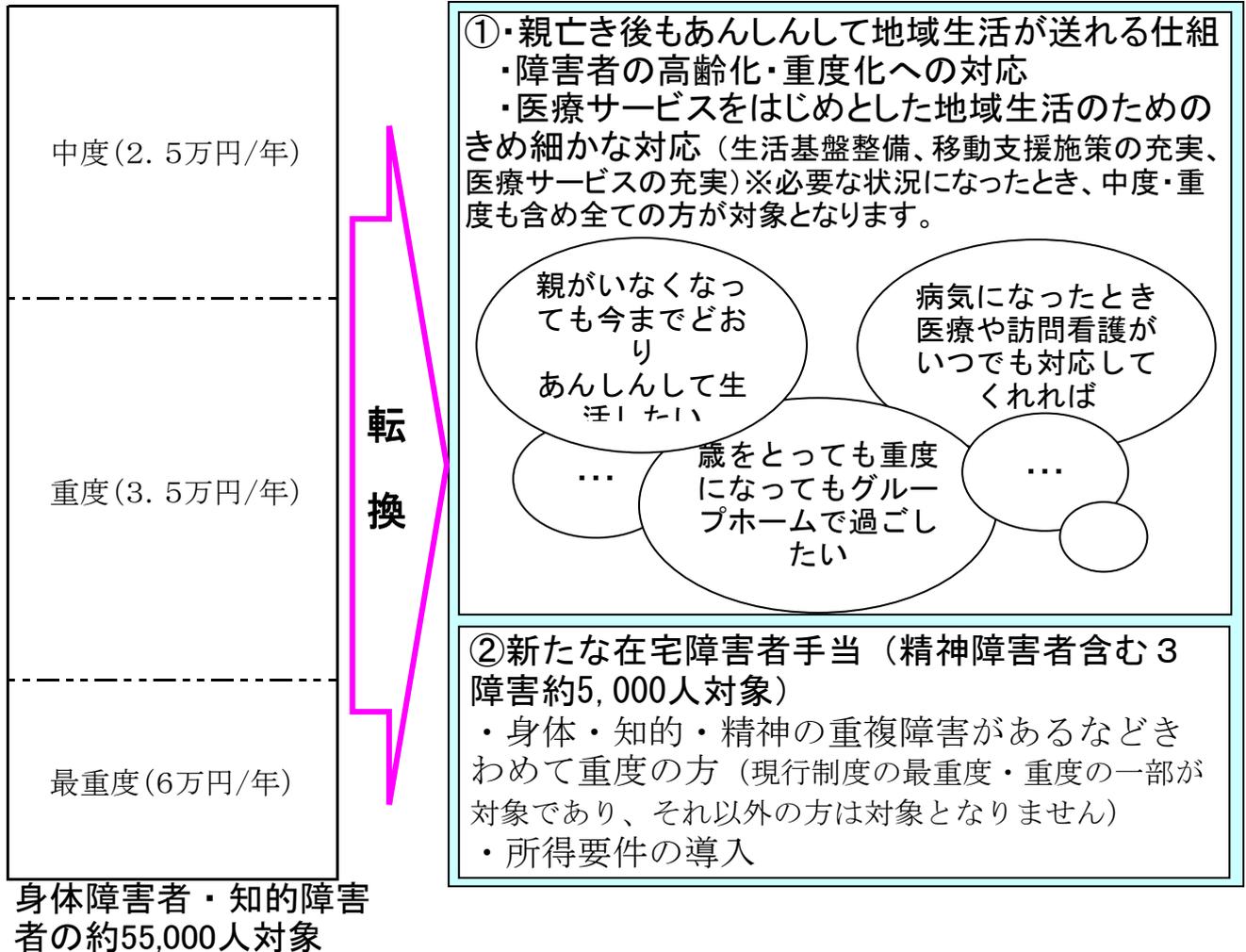
受給者アンケートの結果もふまえ、横浜市障害者施策推進協議会では、『在宅障害者手当という個人への「一律の現金給付」から、障害者・家族が切実に求めている「将来にわたるあんしん」のための施策へ転換していく必要がある』との方向性が確認されています。これをふまえ、横浜市では、つぎのように考えます。

- 「一律の現金給付」を見直し「将来にわたるあんしん」に必要な施策への転換をはかります。
- 重度重複障害者など、生活困難性の高い人を対象に、所得状況を加味したうえで、あらたな手当制度とします。



「将来にわたるあんしん」とは（案）

〈現在の在宅障害者手当〉 → 〈①将来にわたるあんしんのための施策と
②きわめて重度の方への手当〉



この案について、ご意見・ご提案をください！

■ご意見・ご提案の提出方法

平成20年9月30日(火)までに、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、下記の提出先までお送りいただくか、直接ご持参（※）ください。

みなさまからいただいたご意見は、今後の障害福祉施策の参考とさせていただき、意見募集の終了後、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方を公表します。いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※直接ご持参いただく場合は、平日午前8時45分から午後5時15分までの間にお願いします。

【ご意見の提出先・お問い合わせ】

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市健康福祉局障害福祉課給付支援係
電話：045-671-2415 ファクス：045-671-3566
電子メール kf-syofukushi@city.yokohama.jp

<<<<<ご意見・ご提案提出用紙>>>>>

☆この用紙にご意見を記入してください。裏面もあります。

1. 在宅障害者福祉の新しい方向性を「一律の現金給付」から「将来にわたるあんしん」へ「転換」する考え方について、どう思いますか。〈詳しくは4ページをご覧ください。〉

- ※「一律の現金給付」…現在、在宅の身体・知的障害者の約55,000人に手当を支給
※「将来にわたるあんしん」…①障害者の高齢化・重度化への対応など将来にわたるあんしんのための施策②きわめて重度の方（精神障害者を含む3障害約5,000人）に手当を支給

1 賛成 2 どちらともいえない 3 反対

(理由やご意見をお聞かせください)

2. 「将来にわたるあんしん施策」の内容について、お伺いします。

(1) 4ページの「①将来にわたるあんしんのための施策」にあるような、親亡き後も障害者が安心して地域で生活できる仕組みや障害者の高齢化・重度化への「新しい施策」を進めることについて、どう思いますか。

1 賛成 2 どちらともいえない 3 反対

(理由やご意見をお聞かせください)

(2) 障害者やその家族が「あんしん」して地域で生活するためには、具体的に、どのような仕組みや福祉サービスが必要だと思いませんか。

それぞれ「こんな仕組みがあればいいな」と思うことをご記入ください。

(特に無い場合は、記入の必要はありません。)

①「親亡きあともあんしんして地域生活が送れる仕組み

②障害者の高齢化・重度化への対応

③医療サービスの充実など地域で安心して生活するためのきめ細かな対応

3. 新しい施策に加えて実施する新しい在宅障害者手当の対象者を、4ページの「②きわめて重度の方への手当」とすることについてどう思いますか。

- 1 賛成 2 どちらともいえない 3 反対

(理由やご意見をお聞かせください)

4. 新しい在宅障害者手当に、「所得要件（収入が多い方には支給しない）」をつけることについて、どう思いますか。

- 1 賛成 2 どちらともいえない 3 反対

(理由やご意見をお聞かせください)

5. その他、ご自由にご意見をください。

ご意見をいただいた方は

障害者本人 ・ 家族 ・ 支援者 ・ その他			
お住まいの区	区	年齢	歳代
現在の在宅障害者手当		受給している・受給していない	